

国保だより

交通事故は必ず届出を

交通事故で傷害をうけた場合、その医療費は、被加害者に重大な過失のない限り、加害者が負担すべきものです。したがって、医療費は加害者が直接、お医者さんに支払うべきものですが、現実には加害者と話し合いがつかない場合や、加害者にお金の持ち合わせがなかったりすることがあります。そこで、国民健康保険がとりあえずお役に立つわけですが、あくまで加害者が負担すべき治療費を一時かわって支払うだけで、あとで村がその治療費を被害者になりかわり、加害者へ請求することになります。

だから交通事故で国民健康保険を使用して治療を受けるときは必ず、役場へ届出をして下さい。

※届出のない国保保険使用の場合は、給付の制限(治療費の全額を、被害者又は加害者に請求)をすることがあります。



保育園の年末行事より

- 園児の発表会
- クリスマスパーティー
- もちつき大会

自動車事故にあったら 必ずこれだけの処置はとりましょう



- ▶ プレート番号・型・色 名称
- ▶ 運転者の氏名・住所・免許証・車検証
- ▶ 営業用の場合は会社名 所在地・電話
- ▶ 自賠保険・任意保険の加入の有無

事故現場付近の居住者や通行人で目撃者がいたら、証言などの協力をお願いしておく。

不利になるような言動はつつしむ。
「どうもすみません」
「大したことはありません」
「お互いさますから」
※加害者がひらあやまりしても、「許す」という言動をとってはならない。

事故現場を離れることが不利の場合は通行人に頼んで交番か110番(警察)に急報してもらう。

被保険者証で治療を受ける場合は、至急その旨村へ届出。それにより村は治療費を加害者に請求する。

▶ 軽傷ならば右記の処置をとったあと、病院へ行く。
▶ 重傷ならば、すぐ入院することが優先される。通行人に119番(救急車)に連絡してもらう。この場合でも相手の確認は最少限度行なっておく。
▶ できるだけ加害者も病院に連れてゆき、ケガの状況を確認させておく。

大したケガでないとっても精密検査を受けておく。これは後日後遺症状が現われた場合に事故によるものであることを証明できるようにしておくためである。

加害者が支払うのが建前ですが、都合によりとりあえず被保険者証で治療を受けてもよい。

契約に関するQ&A

クーリング・オフ制度

Q セールスマンから言葉たくみに英会話教材をすすめられ、やむなく契約したが、よく考えてみると分割払いとはいえ高額な為業者に解約を申し出たが「コンピュータで処理済なので応じられない」といわれました。どうしたらよいでしょうか？

……四日以内
○ マルチ商法……十四日以内
○ 宅地建物取引……五日以内
クーリング・オフを行うときの注意
クーリング・オフは、必ず書面で行わなければなりません。ただし、次のような場合はクーリング・オフができません。

- ▽期間が経過したもの。
- ▽消耗品で一部を「使用」又は「消費」した場合。
- ▽代金を全額支払った場合。
- ▽乗用自動車の場合。

こうしたトラブルに巻き込まれないためには、うまい誘いは乗らないこと、きっぱり断る勇気を持つことが大切です。

A 十分に考える余地もないまま契約し、トラブルを生ずるケースが後を断ちません。こうしたトラブルから消費者を保護するため、特別に認められている制度がクーリング・オフです。訪問販売などで売買契約の申し込みや契約が結ばれた日を含め、一定期間内であれば無条件で契約の解除等ができる制度で、販売業者に解除等を行う旨の書面を出すことによって効力が発生するものです。

クーリング・オフ期間は次のとおりです。
○ 訪問販売・生命保険など。

